

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ
(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

2024-12-26 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第4回）

13:00～14:49

○秋田座長 皆様、こんにちは。ただいまより、第4回「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回も、対面・オンラインのハイブリッドでの開催となっております。

本日の検討会は、お手元のタブレットによりまずペーパーレスでの開催となっております。操作方法に御不明の点がある場合は、事務局にお尋ねください。

それでは、事務局から、本日の構成員の皆様の御出席状況と、議事の確認をお願いいたします。

○平山課長補佐 事務局でございます。

本日は、御参集いただきありがとうございます。

本日の構成員の御出席状況でございますが、菊池構成員、原田構成員におかれましては、所用により御欠席でございます。また、オンラインにて御参加いただいている構成員につきましては、王寺構成員、奥山構成員、駒崎構成員になります。

ほかの構成員におかれましては、対面での御参加となっております。

加えて、竹林審議官は、公務のため遅れての出席となります。高橋審議官は、オンラインでの出席となります。

また、本日の議事に関しましては、次第に記載のとおりでございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、マスコミの方の頭撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

○秋田座長 それでは、議事に移ります。

事務局から、資料の御説明をお願いいたします。

○栗原課長 保育政策課長でございます。いつもお世話になっております。

本日は、議題にありますとおり、「とりまとめ（案）」について御議論いただくとともに、配付資料にも入れております「手引の（素案）」について、引き続きの御意見をいただければと考えております。

また、構成員の皆様には、事前にこれらについて送付させていただきまして、御意見を様々いただきまして、誠にありがとうございました。

最初に申し上げておくと、我々も検討させていただいて、できる限り修文をした上で今日の資料とさせていただいております。まだ検討というか、我々も文章を練って入れたい部分が反映できていない部分もございますけれども、基本的にはそういう形で本日の資料をつ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

くらせていただいております。

少しデータの部分を削除したりということで、ページ数がずれている部分もございますので、御容赦いただければと思います。

それでは、資料を説明させていただきます。

まず、資料1-1、1-2でございますが、「とりまとめ（案）」と、1-2に、今回、概要を作成しております。1-2を御覧いただければと思います。

既に御覧いただいているとおりですが、「とりまとめ（案）」の構成につきましては、最初に検討の背景を書いた上で、まずは「令和7年度の制度の在り方」、今年度、中心に御議論いただいた部分について、それぞれの論点について中身を書く形にさせていただいております。

また、「令和8年度の本格実施に向けて」も様々御意見をいただくとともに、これは来年度に続いていくというところの芽出しにも近い形で、令和8年度の制度の本格実施に向けて必ず議論しなければいけないポイントを書かせていただいております。そして、「おわりに」ということで、引き続き検討していくべきであるという旨を入れさせていただいております。

資料1-1を御覧いただけますでしょうか。机上配付ということで、事前にお配りしたもののからの見え消しバージョンもお配りさせていただいておりますので、そちらも御参照いただければと思います。

資料1で、事前にお送りしたのから変えた部分を中心に触れさせていただきます。

3ページをお願いします。

「令和7年度の制度の在り方」の「利用可能時間」のところの最初の4行目でございますけれども、「全国で提供できる体制を確保できるように」というところで、そもそもどういうところの自治体の課題があるかというところで、「依然として待機児童対策が求められている地域が比較的多い都市部を含め」ということを入れさせていただいております。

また、ページが全体的にずれている一番大きなところですが、4ページに、対象施設等のデータを入れさせていただいておりましたが、これは「とりまとめ（案）」ですので、今日の別の参考資料にも入れさせていただいておりますので、削除させていただいております。ページがずれているのは、大きくはそういうところの要因でございます。

5ページからですが、何歳から対象にするかという議論の中で、5ページの下から、「なお、乳幼児期におけるこども・子育て支援はこども誰でも通園制度のみにより担われるものではなく」、次のページにいつて様々な支援のことを書いておりますが、この最後のところに、「また、保育の必要性の認定は就労要件に限られず、支援が必要な家庭には、保育の利用を勧めることも考えられることについて、周知すべきである。」というところで、保育所もそういう機能を果たせるというところを明記させていただいております。

13ページをお願いします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

最後のところ、令和8年度に向けての検討事項の中の5つ目でございますが、市町村や事業所の準備等についてしっかりと国と都道府県も含めてサポートしていくという話を書いておりますが、13 ページの最後の○の出だしのところに、制度の周知の話ですけれども、「国と地方公共団体が連携して」というところを明記させていただいております。

ほかにも、8年度に向けて様々検討事項ということで幾つか御意見をいただいているところですが、基本的には中心に議論するところを書かせていただいた上で、14 ページの最後、「おわりに」のところで、「令和8年度の制度の本格実施に向けて検討をさらに進めていく」というところで、全体を受けさせる形にさせていただいております。

資料1の関係の説明は以上になります。

資料2を御覧ください。

同じように、2-1は本体部分で、2-2につきまして、素案の概要ということで、全体が見えづらいということもありますので概要紙をつくらせていただいております。

資料2-2をめぐっていただきまして、こちらの全体の構成は、以前から御相談していたおりの形を基本にしながらということになりますけれども、「基本的事項」というところで、「制度の意義」と、直近の「令和7年度の制度の概要」について書かせていただいた上で、これは令和8年度にも通じていくことですが、「事業実施の留意事項」ということで、横串の共通事項に加えて、どのような対応を行っていくか。年齢等の関わり等も含めて、また、要支援家庭への対応上の留意点等も含めてここに記載させていただいております。さらには、個人情報の取扱いや他制度との関係、職員の資質向上、研修系の話も書かせていただいているところです。

資料2-1も様々御意見をいただきました。ありがとうございます。

時間の関係もありますので、個別に触れることは差し控えますけれども、可能な限り御意見をいただいた分を反映させるとともに、先ほども申し上げたとおりで、なかなか書き方が難しいところとか、記述を手厚くしてくれというところで安全管理とか事故の関係もいただきましたが、この辺りは、ほかのいろいろな文書を見ながら入れていきたいということで、引き続きの課題とさせていただければと考えております。先ほどの1-1の報告書案につきましては、本日御意見をいただいて、とりまとめができればと考えておりますし、2-1の手引につきましては、本日御意見をいただいて、さらに年度末までに皆様からの御協力、さらには自治体にも御相談した上で仕上げていって、来年度の事業から使えるようにしたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

参考資料を簡単に御紹介させていただきます。

参考資料1は、いつも出しているものの実施状況の簡単な1枚紙です。実施予定自治体は変わっておりませんが、それ以外のところの数字がリバイスされているという状況になっております。

参考資料2でございます。ロゴマークを開発いたしまして、既にこれをホームページ等に

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

も掲載しながらPRを図っていきたいということでございます。コンセプトを下に書かせていただいております。『こども誰でも通園制度』により、こどもたちが新しいモノ・コトに出会えるイメージをロゴマークとして表した」ということで、ポイントが、「誰」のところにかかっているものですが、「通園制度を利用したこどもたちの発見や驚きを『虫メガネ』で、輝く笑顔や未来を」、「で」のところにかかっていますが、『星の煌めき』でシンプルに表現します」ということで、当たり前ですが、「色覚障害の方にも配慮した配色、デザイン」等ということでさせていただいております。皆様も、ぜひ御活用いただければと思っております。

参考資料3が、前回の検討会における主な御意見。また、参考資料4は、12月19日のこども・子育て支援等分科会におきまして、10月のこの検討会の議論も御報告させていただきましたので、その意見をいただいておりますので、その意見をまとめさせていただいております。

また、参考資料5でございますが、前回も議論になりました、自治体で来年度、事業を実施するには条例の制定が必要ということで、可及的速やかに我々の内閣府令の案を調整して進めていくようにという話もございました。これにつきましては、前回の会議が終わり次第、速やかに自治体と説明会を開いたり、我々の案文を見ていただいたりということを進めながら、現在、来年度の事業に関する基準等の府令案につきましては、パブリックコメントをこの形でかけさせていただいております。

これは1月に入るまで期限がございまして、今日、もちろん様々御意見をいただければと思いますけれども、パブリックコメントという形でもホームページで意見を募集しておりますので、関係団体の皆様も含めて御意見を引き続きいただければということでございます。

資料が多くて恐縮です。

参考資料6でございまして、前回、議論もあった年齢に関わるところで、こども誰でも通園制度だけではなくて、様々な制度を充実させながら対応していくべきという御指摘もいただきました。私どもで「様々」といっても、何なのだという話もありますし、流れも含めてしっかりと整理させていただきました。

ここに書いてあるとおり、令和4年の児童福祉法改正や加速化プランで、様々、近年も充実を図ってきているところでございます。妊娠期から2歳児までの支援を強化しているという状況がございまして。これらを着実に実施していき、自治体と緊密に連携しながら取組を強力に推進していきたいと考えておりまして、具体的にどのような形かというのは検討したいと思っておりますけれども、こういったものをしっかりと自治体にお伝えして、様々な事業を使っていただくことと併せて、課題等がありましたら私どもで吸い上げて、事業の改善や充実を図っていきたいと考えております。

参考資料7でございまして。12月20日に私どもで公表させていただいたもので、今、新子育て安心プラン、待機児童対策、14万人受け皿整備ということで進めている保育提供体制

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

のプランがございすけれども、これが今年度末に終期を迎えるということで、今後どうするかというところで新たに策定したものでございす。

「保育政策の新たな方向性」とタイトルをつけさせていただいて、これまで待機児童対策、保育の量の拡大を中心にやらせていただいたところを、これからは質の確保に転換していくということで、その中で3つの柱を立てて保育政策を強力に推進していくことにしております。

1つ目が、「質の高い保育の確保・充実」でございす。2つ目のところに、「全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援」、3つ目で、ベースになる基盤のところですが、「保育人材の確保・テクノロジーの活用等」とさせていただいておりますが、この2つ目のところで、こども誰でも通園制度というのが大きな中心になるような政策だと考えております。

2ページ目から数枚続くのが、具体的にどういう政策があるか。2ページ目が全体像で、右下には2ページ目と書いているかもしれないですが、3枚目からが、各柱にひもづく施策について記載させていただいております。さらにその後の、4ページからまた1ページに戻ってページ数があれですが、左に絵とかグラフが入った形で資料のテイストが変わるページがありますが、ここからまた1ページと打っております。

ここの6ページのところに「こども誰でも通園制度の推進」ということで、この施策についての整理をしております。この考え方につきましては、本日のとりまとめにも沿った形で、今年度、議論していただいたものを踏まえて、来年度、それから、再来年度以降どうしていくかというところの、施策の取組の方向性も出させていただいております。御参照いただければと思います。

私から、資料の説明は以上でございす。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○秋田座長 御説明をどうもありがとうございました。

それでは、これから皆様に、お時間も限られておりますので、できましたらお一人3～4分程度で御発言をいただきたいと思ひます。

なお、事前に皆様から資料を御提出いただいたものについては、参考資料8にまとめておりますので、ぜひ御発言の中で御紹介いただければと思ひます。

発言のルールとして、挙手をする代わりに、対面の方は名札を立てていただきたいと思ひます。順番に指名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、オンライン参加の方は、チャット機能の「挙手」からお願いいたします。

なお、順番ですが、先に退室される方から指名させていただきますと思ひます。

それでは、駒崎構成員からまずお話をいただき、それ以外の方は、対面の方は名札を立てていただき、オンラインの方は挙手ボタンでよろしくお願いいたします。

それでは、駒崎構成員、お願いいたします。

○駒崎構成員 順番の御配慮、どうもありがとうございます。全国小規模保育協議会理事の駒崎です。意見書に基づいてお話しさせていただきたいと思ひます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ
(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

次のページをお願いいたします。

2つ、今日は話させていただけたらと思います。1つ目が、医療的ケア児のための居宅訪問型保育について。2つ目が、受入可能年齢についてです。

次をお願いします。

居宅訪問型保育については、当初はこども誰でも通園制度から排除されていたわけですが、居宅への保育者派遣を運用上認めるということを示していただき、これについては、大変ありがとうございます。

次、お願いします。

しかし、現状のままですと非常に使い勝手が悪く、実際問題は使えないというふうになってしまうことを大変危惧しております。1つ目は、令和7年度は、居住自治体と施設所在自治体の双方が事業を実施しなければ利用できなというハードルの高さになってしまっているの、特例として、居住自治体の事業実施有無に関わらず利用できる仕組みが必要になってきます。

2つ目は、居宅訪問型保育のみを行う事業者が対象外とされていて、これまで居宅訪問型保育をやっていた事業者が、なぜか対象外になっているというような制度になってしまっています。これも含めていただきたいと思います。さらには、加算もないので、普通にやっても赤字になるような値段になってしまっているのは大変残念なところであります。

次、お願いします。

国ではそんな感じですが、実は東京都がいち早く「医療的ケア児等の育ちの支援事業」ということで、居宅等で保育し、保護者以外での関わりの中で医療的ケア児等の非認知能力の成長を図っていこうということ为先駆けて行っています。

ということで、国は、東京都にある種、先を行かれているという状況です。東京都においては、居宅訪問型保育事業者を排除するなど当然せずに事業をつくっているわけです。都でできることをなぜ国ができないのかと、非常に疑問を感じております。

2つ目です。受入可能年齢についてです。

これも再三再四申し上げておりますけれども、0歳児の虐待死は2週間に1人いるわけです。赤ちゃん遺棄で、今こうしている間にも犠牲が生まれているという状況の中、こども誰でも通園制度が大切なセーフティーネットになるはずだったけれども、0歳6か月以上、安全配慮など、あるいは、ほかにサービスがあるということで、6か月以上の縛りが生きたままスタートすることに対して大変残念に思っています。

次、お願いします。

「既存の事業でほかのサービスがあるし、全部誰通でやる必要もない」とおっしゃっていましたが、そんなことはないです。

1つ目は、伴走型相談支援で面談を3回するだけです。これは親への支援ですから、誰通と違います。産後ケアを実施している自治体のうち、9割超は対面で申請を受付して、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

54.5%が本人の利用希望だけで利用は認められないなど、まだまだ使えないです。先ほど、乳幼児期から使えるサービスを見える化していただきましたけれども、あれは国がそう思っているだけの話なので、自治体や現場のレベルで使えるサービスはほとんどないです。

なので、本当に厳しい環境にある0歳児をケアできる、ようやくそういうツールが出てきた、社会資源が出てきた。うれしいなと思っていたときに、6か月以上からになってしまったのは非常に残念です。赤ちゃんたちの命に関わることなので、ここに関しては、最初は6か月から始まるにせよ、早急に、これを、できる園からでいいので、さかのぼってお預かりできるようにしていただきたいと思います。お願いします。

次の資料をお願いします。

ほかのサービスなどについても書いてありますけれども、時間の関係で割愛します。

次の資料をお願いします。

基本的に普通の保育園なら生後57日からお預かりできるようになっていますが、そこでの整合性もとれていない。できない園もあるということで半年からにしたと思うのですが、最初にそういう制度として始めてしまうと、それを変えていくのは時間も労力もかかってくるので、本当なら最初から赤ちゃんもきちんと対応できるような制度にさせていただきたかったと思います。

虐待死を減らすおつもりがあるのであれば、この0歳児の問題、真剣に考えてきちんと予算をつけて、もしこの誰通でやらないなら、違う社会資源をこども家庭庁に御用意いただきたい。でなかったら、少子化だといっているのに、2週間に1人赤ちゃんが死んでいく状況を解決できはしないわけです。ぜひ真剣に受け止めていただけたらうれしいなと思います。

以上です。

○秋田座長 駒崎構成員、どうもありがとうございます。居宅訪問型の保育と受入れ可能年齢という、2つの点から御発言をいただきました。

続きまして、伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 ありがとうございます。全国保育協議会副会長の伊藤です。よろしくお願いします。とりまとめについて、3点。

まず、利用時間10時間の件に関して、これはいいと思っていますけれども、議論の中では少ないという声もありました。私自身も以前一時預かりをしていて、今回、誰通を試行でやりましたが、初め、私自身も10時間は少ないと思っていました。

実際、私の園で1歳の子が1日2時間毎週来るという子がいますが、2時間でも、その子は本当に楽しそうに来て、来たら来ただ友達と関わり、友達とけんかもし、帰るときには保護者の方に、園には絵本がたくさんありますから、「この子、今日はこういう絵本に興味ありましたよ」と伝えてあげて、「じゃあ家でもこういうのを買ってみますね」という形で関わりをされていました。ですので、こういう年齢の子にとってはそのくらいでもいいのかなというのが、私自身の今の率直な考えです。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

確かに保護者にとって、保護者が何かしたいときには1日2時間では無理ですが、「そういうときは一時預かりをお使いください」という形で勧めています。私自身もそうだったのですが、こどもにとって正しい時間とは何なのかということ、今後、議論していただけたらと思います。幼児では、これが正しい時間かどうか分からないですが、教育標準時間4時間というのがあります。そういった意味で、どういう時間がこどもの育ち、学びにとって適切な時間なのかということ、今後も検討していただけたらと思います。

人員配置について、これは何度も言っていますが、どこかで、「保育士が担うことをベースに」ということを入れてもらえたらありがたいと思います。手引でも、「計画を立てる」とか結構専門的なことが入ってきていますので、なおさら「保育士をベースに」とか、何かそういったことが入ればありがたいと思っています。

あと、令和8年度以降の本格実施についてこういう声を聴きました。小さな自治体などで民間事業者には体力がないと、そういう事業を実施できないかもしれないところもあるそうで、「自治体が直接責任を持って事業を運営していくのかどうなのか、かなり気がかりな点もある」と心配されていました。また、利用時間が本格実施で定まった後も、自治体で2年間は猶予期間ということで、ある程度の時間運用は可能だということですが、「確保できない自治体にとってはそこがどうなっていくのか心配だ」という声も挙がっています。

手引については、最初思っていたよりもかなり詳しく記入していただいたと思っています。ですが、先ほど、「これから検討する」とおっしゃいましたが、初めて参入する事業者もいますので、安全に関しては、具体的に何をすべきで、何をしてはいけないのか、そこはもっとはっきり書いてもいいのかなと個人的には思っています。

あと、個別計画に関しては、例えば、「1回来ただけで、次、来るのか来ないのか分からないというときに、どうしていくのか」という声が上がっています。例えば、定期利用する方とか複数回利用する方に関しては、きちんと計画を組み立てていくとか、そういう書きぶりでもいいのかなと個人的には考えています。

最後に、運営に関する基準が出ていました。結構しっかりしたもので安心した面もあるのですが、これから認可の申請をしていくときに、かなり膨大になるような感じがしています。その辺は、現在、保育所や認定こども園などで0、1、2歳児を受け入れているところに関しては、何らかのみなし認可だとか、そういうことを考えていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○秋田座長 いろいろな観点から御発言をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、万井構成員、お願いいたします。

○万井構成員 高槻の万井でございます。資料を出させていただいているのですが、我々高槻市としても、何点か確認したいことを質問という形で書かせていただいていますので、お答えいただきたいと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

まず、高槻市として普及させていくために、実はうちの場合は、まだ待機児童、利用保留児童の対応に非常に苦慮していきまして、多くの保育所が、新たな部屋をつくるのはなかなか難しいと言われている状況の中で、今まで定員の枠を超えた弾力運営というところで、職員と面積要件があればというところでも、余裕活用型のような形でやれないか思っているところです。そういうことを書かせていただいています。

もう一つ、今日教えていただけたと思っていたのですが、来年度、令和7年度の地域こども・子育て支援事業における単価、2歳とか1歳、0歳で850円の単価なのか。それとも、「来年度予算編成の中で運営できるようにもう少し頑張っていただける」というようなことがあったと思うのですけれども、これがどの程度なのか。来年度予算を組むのに、我々としては850円を中心に組んでいます、さらに給付の額が出てくるなら予算の組み方を変えていかなあかんしということを思っていて、まだ資料の読み込みが足りないのか、幾らになっているのか分からないということ。

それと、0歳6か月問題と同じように、私、何回も言わせてもらっているように、学年ごとに単価が変わるとしたら、例えば、誰でも通園制度を、私のこどもは1歳になっているけれども、保育園では0歳クラス、4月1日では0歳クラスの子が0歳の単価になるのか、誕生日がきて1歳になっているなら1歳の単価になるのか。令和8年度に向かってシステムを組まれて、月の途中で0歳の子が、例えば5月10日までは0歳単価で、5月10日以降は1歳単価でというふうになるのかどうなのかというのを非常に危惧しています。

多分4月1日現在の学年制で給付されるのではないかと考えているのですが、そうなる、前からずっと言わせてもらっていますが、満3歳になった2歳クラスの子が5月からほとんどおらんようになります。この制度は、いわゆる0歳学年と1歳学年の制度なんかというふうになってしまうので、学年制度というのは保育制度の中で根幹をなしている、考えてもらったほうがいいのではないかと思います。

私としては、今までの保育制度の中でいうと、利用実績に応じた給付は多分初めてになると思います。その中で学年制度を維持するのか、使った日、いわゆる時間帯、時系列の元でやっていくのかというのは非常に大きく関係してくると思うので、学年制度で上がっていくというのがあるんやったら、2歳も含めて2歳学年の子は、多くの幼稚園は、いわゆる満3歳クラスでなしに3歳になるクラスからやっているところが多いので、おうちで育っている間に他者との関わりを大きく持ったほうがいいというのは、やはり3歳までの間に経験を積ませてあげるほうがいいのではないかとということで、再度申し上げたいと思います。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。事務局から今の件、何かございますか。

○栗原課長 ありがとうございます。保育政策課長でございます。

単価の話は、皆さん、今日何か出るのかなというところだったと思いますが、予算編成はまだ終わってないというところとちょっとあれですが、予算案の公表がまだできておりません。基

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

本的に我々の情報は予算案が決定してからということになりますので、今日数字を入れた資料を出せない状況でございますが、今まで御説明していたとおり、今の単価よりも引き上げる。それから、年齢別で単価を設定するということで調整がつきそうということだけ、お伝えさせていただければと思います。

それから、ほかの御質問のところで、特に単価の取扱い、年齢なのか学年なのかといった辺りは、今の保育の制度をベースにある程度考えながら、ただ、詳細はQ&Aでしっかりお示しさせていただきたいと思いますので、少しお待ちいただければと思います。

○秋田座長 ありがとうございます。

続きまして、尾木構成員、お願いします。

○尾木構成員 ありがとうございます。子どもの領域研究所の尾木と申します。

私は、手引について少し意見を述べさせていただきます。

市町村、自治体の役割ですけれども、一つは、事業者同士の連携を強めるための連絡会のようなものを設置するということに取り組んでいただけたらと思っています。これは、自治体単位では、規模によっては大きすぎるとしますので、ある一定の小さい地域単位で連絡会をつくる。スタート時点では様々な課題や工夫などがあると思いますので、そういった情報交換をする場になる。

あるいは、障害のあるこどもの受入れのための体制整備といったときに、この地域ではあの施設に相談に行けばいいとか、相談機能がある場所も明確にすることができるのではないかと考えています。いずれは事業者の方たちが独自に連絡会を開いていくこともできるかと思いますが、最初、組織化する段階では、自治体の役割としてやっていただけたらと思っています。

もう1点、要支援家庭への対応上の留意点が書かれていますが、関係部局で要支援家庭と認定されている、あるいはこの家庭は様子を見ていこうという家庭に対してのアプローチはできると思うのですが、現場でちょっと気になるこどもや気になる家庭があったときに、それをどのように、どこまでつなげばいいのかということが明確になっていないように思います。

手引の中では、それぞれの施設の中で園長や主任保育士に相談して対応するとか、あるいは、相談機能が併設されていたらそちらとも相談するというようなことが書かれていますが、現場では、まだ問題が顕在化していない段階から、「ちょっと少し心配」くらいの段階で気づくことも多いかと思います。

そのときに、各事業所だけで何とか対応するという方法ではなくて、先ほど申し上げたような、例えば地域単位の連絡会があって、「最近こういう家庭があった」ということを話し合えるような場だとか、それから、常に現場から関係部局に報告を持っていくということではなくて、関係部局やこども家庭センターのようなところから、「最近気になる家庭はないか」ということを聴きに行ってくださいような体制。それがないと、現場から持っていくの

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

はなかなか難しいと思っています。

また、それが繰り返されるうちに、こういったケースは必ず報告が必要だとか、この程度だったら報告はしなくても大丈夫とか、何か気になった家庭があるときに専門家の助言を受けながらで、その家庭につながった実施事業所が対応していくという形が取れることが望ましいのではないかと考えています。

もう1点、全く別の視点ですけれども、前回の検討会でも意見を述べさせていただいていますが、年齢によっては長時間利用でなくてもいいのではないかと考えている私にはあります。例えば、乳児だったら1時間でもいいかもしれないし、2時間でもいいかもしれない。そのときに、時間が短くなれば、保護者は一旦家に帰ってまた迎えに来るとか、移動にすごく時間がかかったりする場合もあると思います。

その場合に実施事業所の中に保護者が待てるような場所、そこで過ごすことができるような居場所を用意してもらったら、利用している保護者同士が話をするとか、あるいは、お茶を飲むとか、ちょっとゆっくりするとか、例えば保育所でしたら、ほかの園児のクラスを観察するとか、中に入って一緒に座ってこどもの様子を見るとか、そういった機会があるということも、保護者にとってはいろいろな学びにつながるのではないかと考えています。

先ほど、高槻市の資料を拝見していましたら、親子通園のところに「親子通園でこどもが利用している間に保護者の相談を受ける」とか、そういったことも含めてしていただくのがいいと思っています。ただ、「何とか教室」みたいなものを開催するとか、そこにはいかないうにしなければならぬので注意が必要かと思いますが、これは手引に書くというよりは、事例集をつくるというお話だったと思いますので、そういう取組があるところに、実施事業者があまり苦労しないような体制でやっていただけたらなと思いました。

以上です。

○秋田座長 手引に関連して、3点のことを御指摘いただきました。ありがとうございます。

続きまして、大川構成員、お願いします。

○大川構成員 栃木市長の大川と申します。これまで、私はリモート参加であったり、職員が代理で出席したりということで、この検討会に参加させていただきました。皆さんと検討しながら、こうしてほぼまとまってきたことに感謝したいと考えております。

本市では、モデル事業1か所、そして、今年は試行的な事業を10か所で実施しております。その中で、時間的な可能時間がどうなのか、また、料金設定がどうなのか、保育士の質の確保はどうかという3点について、意見を述べさせていただきたいと考えています。

時間については、これまで1年間をまとめてみますと、平均1人当たり2時間から7～8時間、7.6時間ぐらい利用しているということでありまして、広く多くの皆様に利用していただけるということを考えると、やはり10時間が妥当ではないかと思われま。

また、利用の公定価格でありますけれども、人数の多いところでは経営ができるということになります。地方に行くほどなかなか利用者の人数が確保できないのではないだろう

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

か。そうなったときには、採算が合わないから実施できないという保育園、認定こども園ということになってきます。これは実施している保育園からの意見ですけれども、「一時預かり保育のような基礎的な料金設定が必要ではないか」、そんな意見もいただいているところでもあります。

また、保育の質につきましては、0歳から2歳ということで、小さなこどもを扱っている、そういった経験者が必要ではないかということでありまして、スキルのある保育士、また、それをサポートする方。全てが保育士でなくてもいいということでもありますけれども、専門性を持った人材の確保をぜひ進めてほしいということでもあります。

実際にこれまでやってきた中での、保育園、また、認定こども園からの意見も含まれておりますけれども、栃木市からは以上でございます。よろしくお願いします。

○秋田座長 栃木市の10施設での実際のところの声を含め、いろいろ御意見をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、小野構成員、お願いいたします。

○小野構成員 福岡市役所こども未来局事業調整課の小野でございます。

まず、検討会におけるとりまとめや実施に関する手引の作成について、どうもありがとうございました。

福岡市におきましては、他の市町村と同様と思いますが、今後、条例改正の手続であったり、来年度の予算案の作成を進めているところでございます。ただ、予算案の作成に関しまして、事業所への運営単価がまだ決まっていないので、必要経費の積み上げができていないところでございます。ですので、同制度の必要予算額が確定できていないので、いち早くお示しいただきたいと心待ちにしている状況でございます。

自治体の予算に関しましては、長い期間をかけて庁内で議論を重ねて、優先順位をつけながら施策事業を選択しておりますので、地方負担があるものにつきましては早いうちに情報を示すことが、全国の自治体に実施いただくためにも望ましいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○秋田座長 ありがとうございます。事務局で早急に御対応いただけたらと思います。

続きまして、オンラインでの王寺構成員、お願いいたします。

○王寺構成員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

とりまとめ、また、手引き書に関する意見を言わせていただきたいと思います。その前に、私どもはこども誰でも通園制度が、こどもが権利の主体とした制度であることを確認した上で、こども基本法及び子どもの権利条約を基に、試行的事業並びに本格実施が行われることを強く願っているところです。

そして、それを私たちは推進していこうと思うのですが、現状の保育現場では保育士の不足が危機的な状況となっており、通常保育を維持するだけでも精いっぱいだという地域や

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

施設が少なくありません。この制度をしっかりと位置づけるためにも、保育者に対する抜本的な処遇改善、並びに配置基準の抜本的な見直しが最優先だと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

とりまとめについてですけれども、先ほど課長からお話があったように、引き続き、令和8年度本格実施まで検討会を続けていくということでございましたので、本当にありがたいと思っております。

2点目のこども誰でも通園制度の手引ですが、今日お示しされたように、事業所に対しては少し手直しがなされていたのですが、以前のものが、保護者や実施事業所、社会全体に向けての意味合いを含んだ内容が混在していて、この手引は誰にどのように利用していただくか、また、何を目的として作成しているのかというのを、きちんと明確に記載されるべきであると同時に、事業者だけではなく国民全体に、ロゴマークもできたことですので、広く周知をしていただければと思っております。

3点目は、制定の概要(11)他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準については、具体的にどの事業に対して「設備及び職員の一部を合わせて設置する他の社会福祉施設等の整備及び職員を兼ねることができる」というのを説明していただければと思っております。

あとは、意見書、今日もいろいろな方から御意見をいただいているところでございますが、私から少し付け加えさせていただければと思っております。

まず、利用方法についてでございます。本来の趣旨からすると、誰でも通園制度は定期的利用が主になると考えているのですが、自由利用のみの利用も可能であるとなると、この制度の本来の趣旨から逸脱した利用方法になるのではないかと危惧しておりまして、そうならないような工夫が必要ではないかと思っております。

2点目は、外出することが難しいお子さんたちに対して、居宅へ保育従事者を派遣することについて私も賛成しています。ただ、医療的ケア児や障害児への訪問の際には、どのような専門的知識を持った人材が訪問するかなど、想定される対応の規定などが必要ではないかと思うのですけれども、それも議論していただければと思っております。

最後、本格実施に向けては、地方自治体における量の見込み、需要調整や確保・方策は、いつからの議論で決定されるのか。また、令和8年度4月の運用とすると、第3期子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度に既につくられているのでどのようになるのかということをお尋ねしたいということ。

もう一つありました。うちもそうですけれども、一時預かり事業との併用を兼ねております。例えば余裕活用型でこれを導入した場合、1歳児クラスが6名の現状に対して、3号認定のこどもが3名。この制度で2名受け入れた場合、3号認定のこどもが3名いるので、6人を満たしていないので、誰でも通園制度が2人入った場合は従来の保育者のみでいいのか。それとも、誰でも通園制度の1人配置をつけないといけないのか。そして、一時預か

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

り事業と併用であれば、一時預かりの場合もそうです。2名になったり、3名になったりしますけれども、6名に達していない場合は1人で大丈夫なのかどうなのかということも、基準の中で示していただければと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。御質問は、まとめて後ほど対応いただければと思います。

続きまして、北川構成員、お願いいたします。

○北川構成員 北川です。とりまとめ、本当にありがとうございます。

私のところは児童発達支援センターですけれども、11月から、誰でも通園を始めることができました。障害のある子の通園施設ですけれども、「地域の子育てを支えている実感を持って非常にやりがいを感じている」と現場の保育士は言っていますし、利用されているお母さんたちは「少しお仕事ができる」とか、「ゆっくり寝る時間が持てなかったのが持てるようになった」とか、「美容室に1年間行けていなかったのが行けるようになった」とか、「本当にこの制度ができてよかった」という声があります。私たちのようなところは、保育所の保育指針に基づいて行っていないので、改めて勉強しなければいけないところもありまして、このような手引が出ることは大変助かります。

それと、先ほど尾木構成員がおっしゃったような、札幌市においては情報交換会が開かれています。本当に細かいところを「どうしてるの?」とか、「たくさんのこどもの依頼が来ているけど、要支援家庭を優先すべきなのだろうか」とか、いろいろところで情報交換できているのは本当によかったと思います。

あと、手引の24ページ「障害のあるこどもの受入れ」のことですけれども、下から4行目に「児童発達支援センター」と書いていて、児童発達支援センター自体が今年から中核の機能を持って地域を支えられるようになったので、これは本当によかったと思います。

25ページの真ん中辺りの、「障害のあるこどもを含むこども同士の関わり」のところはどうしても特性のことが書かれて、これは大事なことですけれども、「保育士の心構えとしては、障害があっても同じこどもであるということを前提に保育に向かっていたきたい」ということを記載していただけたらうれしいなと思います。また、家族に対する配慮も必要だと思いますので、その辺も記載していただけたらと思いました。

あと、要支援家庭で32ページの辺りです。誰でも通園制度は敷居の低い支援の入り口ともなっていると思いますが、「速やかに」とか、いろいろところで「連携の必要性」とか、「虐待」という言葉も書かれていますが、そのようなお母さんは「困っているお母さん」ということで十分な配慮をしながら、ジャッジではなくてリスペクトしながら、その困り感に寄り添って支援を組み立てていくことが大事ではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

○秋田座長 北川構成員、ありがとうございます。御自身の実践の視点から、北海道の状況をお話いただきました。

続きまして、秋谷構成員、お願いします。

○秋谷構成員 松戸市子ども部保育課長の秋谷でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、2点についてお話をさせていただければと思います。

1点目は、実施に関する手引についてでございます。

今回、手引につきまして、詳細にわたりお示しいただきまして、大変ありがとうございます。その中で、以前の検討会におきましてもお話をさせていただきました、「事業実施の留意事項」の5番の「計画と記録」につきましても、詳細な内容をお示しいただきました。内容につきましては、保育所等で実際に行われている基本的な内容について、お示しいただいているものと認識しております。

現在、松戸市におきましては、公立保育所3か所、小規模保育事業所2か所において試行的事業を実施しておりますが、令和8年度からの本格実施に向けましては、幼稚園ですとか拠点、児童発達支援事業所等への実施事業所の拡大を目指しているところでございます。

参加に当たりましては、計画と記録について心配の声をいただいております。先ほどもお話がありましたが、例えば実施する事業所の種別ですとか、そこに来所することもたちが定期利用なのか単発利用なのかなど、それぞれのケースに合わせて、これは省略することが可能ですよとか、そういったものをお示しいただけると非常に現場はやりやすくなると思っております。

2点目ですが、今回、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」について、概要をお示しいただきました。ありがとうございます。自治体におきましては、これを参考に法規担当と詳細を詰めていきたいと考えております。また、この中で経過措置も定めていただきました。これにより、来年4月から、現在実施している保育所等におきましては遅延なく実施できるものと考えております。

こども誰でも通園制度につきましては、まだまだ費用面、安全面、人材確保等、課題はたくさんあるか

と思いますが、こども、保護者、双方にとって大変有意義な制度になっていくと思っておりますので、令和8年度の本格実施に向けまして、今後も引き続きしっかりと準備を進めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○秋田座長 秋谷構成員、ありがとうございます。松戸市の実際の視点から御意見をいただきました。

続きまして、水嶋構成員、お願いします。

○水嶋構成員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

これまでの検討会のまとめや素案の作成、ありがとうございました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

手引の素案については、意見をさせていただいたことは反映されていました。その中で強く思うのは、一時預かりと何が違うのかというそういう質問が多いです。この制度の意義を、面談の最初にしっかりと伝え、こども、保護者、保育者が同じ共通認識をもってスタートできるようにということを強く求めます。

保育者にとっての意義に含まれると思うことですが、試行的事業においては、保育者が大変だということが先行してしまっていて、あまりいい反応が返ってこないのですが、試行的事業を見学したときに、通常保育のこどもが誰でも通園利用のこどもと接する中で、いろいろな成長が見られると思いました。保育者もそれを見ながら発見することがある。通常保育のこどもの関わり方や触れ合っている姿で、保育が広がるということをすごく感じました。今までの保育とは違ったものが得られるのではないかと伝えると思いました。

次にロゴマークですが、とてもかわいくて、視覚障害の方にも配慮されているということは、この制度の趣旨に基づいていて本当に良いロゴマークだと思います。

あと、実際に運営されるとなると、実施事業者とか保育者とか、それぞれのより細かい留意事項が必要となってくるので、この手引を基に、別個に作成されることがよいと思います。全国的に実施されることもあって、大きな差がないようにお願いしたいと思います。

手引は、令和8年度から実際に実施されたら、これを加えておいたほうがいいのか、ここは見直しをしておいたほうがいいのかということもあるので、ある程度期間がたったら一度見直しをしていただくことをお願いします。

手引の16ページから「共通事項」と書いてあるのですが、安全確保はとても大事なことで絶対に避けては通れないことです。重大事故の防止、SIDSやアレルギーについて書かれていますが、その並びに「低年齢児の受入れを初めて行う事業所について」というのがさらに書いてあるのですが、これってかなり怖いことだと思います。共通事項ではあるのですが、これをもう少し強く、受入れをしたことがない事業所ならもっと確認とか、もっと安全についての検討が必要だと思うので、もっと目につくようにしてほしいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○秋田座長 水嶋構成員から、さらによくしていくための御意見をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、オンラインで奥山構成員、お願いいたします。

○奥山構成員 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会、認定NPO法人びーのびーの奥山です。中間とりまとめと手引のとりまとめ、大変ありがとうございます。

私どもも今年の8月から、地域子育て支援拠点の中で誰でも通園制度のモデル実施をさせていただいております。2.5時間×4日間、月10時間という中でさせていただいておりますけれども、本当にこどもたちが場に慣れて夢中になって遊ぶ姿、さらに、保育のスタッフだけでなく、拠点のひろばスタッフやボランティアの方々との関わりの中でとても成長が見られ、みんなの中で育っている様子が周りの人たちにも影響を与える、とてもいい循環

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

を感じて実施させていただいているところです。

その上で、今日お話をさせていただきたいものを意見書にまとめさせていただきました。

気にしすぎと思われるかもしれませんが、「未就園児」という言葉について書かせていただいています。今、「未就学児」という言葉はあまり使わなくなってきていて、「就学前のこども」というふうに使っているのではないかと思います。同じように「未」とつくのが少し否定的なニュアンスがあるということで、「就園前のこども」という表現で十分ではないかという、これは私の意見です。

それから、対象施設、今回9月20日付の調査結果、今、新しいのも出ましたが、全国を取組状況が出ていたと思います。パッと見ると、一時預かり事業所での取組は1か所となっておりますが、保育所等で併設しているところは非常に多いということで、この調査データの中にも一時預かり事業の実施の有無、「あり」が417か所52%、「なし」が381か所、48%ということで、一時預かりと並行してやっていらっしゃる事業者は多く、数値的にもここにデータとして入れたほうが実態に即しているのかなと感じました。

3番ですけれども、対象施設を限定しないということについて、ありがとうございます。また、適切な事業実績を持っている事業者が排除されないよう、重ねてお願い申し上げます。

4番、対象となるお子さんということで、今日もたくさんの御意見が出ております。事務局からも、妊娠期から2歳児までのこども・子育て支援の全体像が示されました。ただ、これを見ても、保育所に入所するまでの間が十分でないということは感じます。そういった意味で、ポピュレーションアプローチで全てのお子さんにとということであれば、産後ケア事業所ではちょっと足りない。そういう意味で、産前産後ヘルパーですとか、少しこの間を埋める事業が、今回の議論とは別になるかもしれないですけれども、しっかり充実させることが大事だと思います。

また、一時預かり事業については、何日からという規定が国にしっかり定められていないように思われます。生後57日から一時預かりオーケーの自治体もあると思いますし、そこはまたセットで御検討いただいたほうがいいのかと思っております。

5番目の利用方式ですけれども、横浜市は基本的に定期利用でやっていますが、私ども、3人にしたところ、お一人の方がどうしても事情があって使えなくなりました。そうすると、その分を補填するのが難しく、利用方法についてもう少し検討が必要かと思いました。

6番、補助単価について、たくさんの構成員から御意見がありました。同じでございます。基礎的な給付が欲しい。それがないと、なかなか運営は難しいなという感触です。

7番ですが、令和8年、9年、2年間の経過措置、こちら12ページにあるのですが、かなり短い時間でもいいというように読み取れますので、この辺りも継続して審議していく丁寧な議論が必要かと思います。

そして、「2. 手引について」ですが、私は、保護者にとっての意義のところをどうしても見てしまいます。これを使っていく、お子さんを預けるとか保育にお願いするということ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

は、思った以上にハードルが高い部分があります。指導的に関わられてしまうとさらに躊躇してしまうことがあると思いますので、表現の仕方等、御配慮いただければと思っています。

そういったことを4ページ辺りの記載の方法、それから、29ページに書かれている保護者への部分。こちらは非常に丁寧に書かれていると読み解きました。ぜひ29ページの記載の部分を、最初の冒頭のところにもうまく入れていただくといいのかなと思いました。

さらに保護者に、家では提供できないこども同士の関わり必要性をお伝えすることは、すごく大事だと思います。夫も育休を取っているし、家庭でこどもを面倒見ているし、こども誰でも通園制度を使う理由は特にないということではなく、こども同士の関わりがこの時期非常に重要だという点を保護者にお伝えすることは非常に大事だと思いますし、負担感の軽減だけではなく、前向きな子育てにつながる点、こちらに触れていただけたらと思っています。

それから、先ほど地域連絡会の話などもありましたけれども、今、こども家庭センターとともに地域子育て相談機関の設置が求められています。こちらは中学校区に1か所ですし、やはり連絡会が必要だと思っております。誰でも通園に取り組む事業者の皆さんと、相談機関の連携も含めて、この辺りの連絡会を丁寧に、地域ごと、中学校区ぐらいで連携の連絡会があるといいなと改めて感じました。

最後に、高槻市の資料にも、先ほど尾木まり構成員の発言の中でも、短時間、1、2時間でも非常に効果的ではないかという話がありました。実は、地域子育て支援拠点では、親向けの講座などをするときには保育をつけるということがあります。それが1時間、もしくは1時間半、多くても2時間ですけれども、こういった学びの場の保育に誰でも通園制度が活用できるのかどうか、そういったことも近づいてきているように読み取れました。この辺りのことを含めるのか、含めないのか、今後、御議論いただければと感じました。

以上です。

○秋田座長 奥山構成員、どうもありがとうございます。

続きまして、清原構成員、お願いします。

○清原構成員 ありがとうございます。杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長の清原慶子です。

「とりまとめ（案）」につきましては、これまでの検討会における幅広い分野で構成されている構成員の皆様の御意見、試行自治体、事業者の皆様の試行実態に則した御意見、さらには、事務局で視察されて得られた知見等を踏まえて作成していただいています。

ここでまず、文字どおりの手探りの「試行錯誤」の中、試行していただいた自治体、事業者の皆様の実践に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。そして、御一緒に取り組んできた構成員の皆様の御尽力に感謝いたしますとともに、今日の会議の直前まで、藤原成育局長、竹林審議官、そして、栗原保育政策課長を中心に、事務局の皆様がブラッシュアップに努めていただきましたとりまとめの案でございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

私も事前にコメントを提出いたしましたところ、本日の御説明でかなり反映していただいて、数か所も加筆していただいておりますので、この「とりまとめ（案）」について異議はありません。

誰でも通園制度は、今年成立した『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』によって、来年度以降、『児童福祉法』において、「乳児等通園支援事業」として位置づけられたものになります。そして、令和8年度以降は、「乳児等のための支援給付」として全国で「給付制度」となるわけです。ですから、本日、この「とりまとめ（案）」を、文字どおり「とりまとめ」で、市区町村の現場での準備に加速化をお願いしなければいけません。

こども家庭庁と自治体と事業者の皆様の連携・協働のこれまでの実績を踏まえて、未来を拓くために、ぜひ今日キックオフしなければいけないことから、3点に絞って今後の取組に向けて意見を申し上げます。

1点目は、「検証に基づく改善が今後も必要」だということです。14ページの「第4 おわりに」というところに、「特に現場の実態を把握し、幅広い関係者の意見を丁寧に伺いながら検討していくことが重要である。したがって、こども家庭庁は、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。」と記載されています。そのとおりだと、私は思います。

言うまでもなく、こども家庭庁では、全庁を挙げて「EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）」を進めていて、誰でも通園制度は、まさにそのことを試行段階、準備段階から行ってきました。来年度以降は、幸い、事務局に伺いましたら、「総合支援システム」の導入によって、わざわざアンケート形式で実態把握をしなくとも、利用者数であるとか、利用件数等の基本的な実態が分かるようになるということです。これは負担軽減ですし、リアルタイムで状況確認ができるのであれば、それを活用して、これまでと同様に実施自治体や事業者の皆様の対話、視察等を踏まえて、質的な課題について注力することができるようになります。ぜひ、その体制の準備をお願いしたいと思います。

2点目は、これまで構成員の皆様から、特に「対象年齢」について、いろいろな角度からの問題提起がありました。対象を、「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満」としていることについての問題提起です。

0歳6か月未満のこどもについては、前回、私も発言した内容を反映して、6ページに「伴走型相談支援等を基本として、産後ケア事業、家庭支援事業、そして、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業等、様々な支援策を、必要に応じ、こども家庭センターで作成するサポートプラン等により適切に組み合わせながら支援していくことが重要である。」と記載していただきました。

さらに、参考資料6に全体像も書かれています。先ほど、駒崎構成員は、「しかしながら、それぞれ課題もある」とおっしゃったのですが、課題を解決していきましょう。役立つものにしていくチャンスだと思います。そのように、保護者の皆さんや自治体に周知を図りながら、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

実効的なものになるように実行していきたいと思います。

また、3歳になったこどもへの取組についても、実体験から一つの提案をさせていただければと思います。私は、もちろん「一時保育」の利用も有益だと思いますけれども、たまたま私が同居している孫たち、男の子と女の子1人ずついるのですが、それぞれ複数の幼稚園の1歳児、2歳児の、いわゆるプレ保育の機会を活用させていただきました。その取組によって、3歳児になったときに本当にスムーズに幼稚園の環境に慣れて、そして、心理的、精神的にも安定した状態で、親子共々通園できたという経験があります。

そこで、内野構成員もいらっしゃるので、幼稚園も出番の一つではないかと思います。幸い、いつも文部科学省から前田幼児教育課長も同席していただいています。文部科学省とこども家庭庁の連携、そして、自治体の幼稚園担当部署と保育園・こども園等担当部署が連携をして、この誰でも通園制度における年齢の課題があるとしたら、それをポジティブに実践をもって改善していければいいなと考えます。

3点目は、「県の支援が必要であり、有効である」ということへの期待です。もちろん、こども誰でも通園制度は、基礎自治体、市区町村が主体の事業と位置づけられています。けれども、それが円滑に進むためには、都道府県の支援、そして、確実な制度づくりによる連携が求められていると思います。

円滑で質の高い保育を実践するには、保育士、幼稚園教諭等、職員の資質の向上が必要で、あるいは施設整備についても、国の支援だけではなくて、総合的な子ども・子育て支援の都道府県の取組が重要です。この間、都道府県が格別に、いい意味で、「コンペティションの競争」ではなくて、「コ・クリエーションの共創」で、国と連携しながら、こどもたちのための研修や施設整備に取り組んでいらっしゃいます。

事務局に伺いましたら、今年度、愛知県におかれては、県が主導で市町の方を集められて、誰でも通園制度について意見交換、情報交換をされたということです。先ほど、北川構成員からも、北海道のそうした事例を御紹介いただきました。ぜひ都道府県と市区町村が、誰でも通園制度でより一層の連携が地域の実情に応じてできますように、ぜひそうした取組をこども家庭庁も支援していただければと思います。

以上3点ですが、最後に手引とロゴマークについて申し上げます。

手引については、安心いたしました。来年の年度末まで、自治体や事業者の皆様の意見を聴いてさらに詰めていくと。いろいろな対象に向けて発信しなければいけないので、どうしてもきめ細かくなります。細部にわたっていきます。でも、編集とか検索機能の妙で、対象者に着実に届く方法もあると思います。きめ細かい内容が、より一層必要な対象者に届くような編集・検索機能に創意工夫もしていただいて、年度末に向けてより多くの自治体や事業者、有識者の皆様の現場の声を反映していただいて、こどもまんなかの編集方針を貫いていただければと思います。

ロゴマーク、いいですね。一番大事なのは、こども中心のロゴマークになっていると思

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

います。こどもが輝くし、こどもが発見するということをメッセージで伝えるロゴマークです。夢を持って、こども誰でも通園制度が全体の保育制度を改革していく一つのきっかけになる。私たちも虫眼鏡を持ってこどもたちの表情をつかみながら、虫眼鏡だけでなく、望遠鏡を持って未来を展望しながら、保育の未来を現場に根づいて拓いていく方向で、こども誰でも通園制度のロゴマークを、一緒に普及・波及していければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○秋田座長 清原構成員、ありがとうございます。国・都道府県、そして、具体的な事業者や様々な皆様のコ・クリエーションによって、また新たな保育へのエールを御発言いただきました。

続きまして、倉石構成員、お願いします。

○倉石構成員 清原構成員の非常にすばらしい話の後で、細かいことになって恐縮ですが、私から5点あります。ほとんど私のこだわりの部分かもしれないので、無理なところは意見として聴いていただければと思います。

まず一つ、一時預かり事業との関連性です。参考資料1を拝見しますと、試行的事業で「一時預かり事業実施の有無」は52%となっています。これはどのように活用されているかわからないですが、手引にもこのことは書かれていて、理念が違うというところをいかに説明するかということが37ページに出ています。これは私が言った意見かもしれないですが、「丁寧に説明し」という言葉があります。どう丁寧に説明するのかというところが、やはり手引なので、もう少し書きようを考えていただいてもいいのではないかなというのが一つ目の私のこだわりでございます。

2つ目は、手引でいうと順序不同になりますが、29ページに記録のことが出ています。記録は、現場の先生方にとっては非常に負担になる事務作業の一つになります。ですので、できればですが、記録のモデルといいますか、簡単なフォームのようなものを示していただくことで、現場の先生方が記録について導入しやすくなるのではないかなということ。それから、書かれていますけれども、記録の重要ということは、今後、関係機関等の連携も含めて重要になってきますので、この点を、また御検討いただけたらと思います。これがこだわりの2つ目です。

3つ目ですけれども、31～33ページに要支援家庭のことが出ています。ここの書きぶりは、全くこれで異論はないのですけれども、こども誰でも通園制度はこども中心の制度になりますので、要支援家庭を受け入れるときに、こどもに対してどのような配慮が必要なのかという視点も、今後、盛り込めるようになってほしいかなと思います。

ただ、それは非常に難しいことで、気になるこどもをどのように把握するのかということであったり、気になるこどもはどういうこどもを指すのか。その前のところにも少し例示はしてあるのですけれども、そのようなこと。あと、こどもへの関わりについては、例えば年

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

齢ごとの関わり方を 21 ページに書いていただいていますので、そこを十分参照にするようにしましょうとか、絶えずこどもの視点でこの手引が読めるようになるといいのではないかと思います。

4 点目は、研修のところですが、本当に細かいことで恐縮ですけれども、37 ページに研修のことが出ていますが、最初に、確か保育資格を持っていない人の従事者の研修が出ているのですけれども、これよりも、保育資格を持っている方の研修を先にもってきて、順序を変えるのが大事ではないかと思っております。

最後は、先ほど清原構成員から御発言がありましたが、本格実施は令和 8 年度からになりますので、今、試行的事業をされているエビデンスをいかに集めて、いつ頃発信していくのか。令和 8 年度ですので、令和 7 年度の後半からエビデンスを集め始めると遅くなりますので、事業のエビデンス集約と発信の時期について、今後、検討いただけたらと思っております。

以上です。

○秋田座長 倉石構成員、どうもありがとうございます。5 つの視点からお話をいただきました。

続きまして、堀構成員、お願いいたします。

○堀構成員 東京家政大学の堀でございます。本日まで、様々に議論を重ねてこられたことに感謝を申し上げます。

私からは 2 点ございます。

まず、手引についてですけれども、これまでの検討会の議論や、また、その他の機会にお伝えさせていただいてきたことが反映されておまして、短期間で具体的な形にさせていただいて、ありがとうございます。

今後は、この手引を手がかりに展開されていくわけです。そういう観点からしますと、令和 8 年度に向けてより一層記載内容の充実となるかと思うのですけれども、記載内容の充実と、計画の柔軟性の辺りの御意見もございましたけれども、そうしたこれまでの議論についてもう少しブラッシュアップさせた形で、また、表記揺れなども含めて、何を指しているのかということが不明瞭であると実施主体の方々には迷ってしまわれると思うので、その点について吟味していただければと思っています。

また、今回は、主に保育の場とか自治体向けになっているかと思うのですが、そうであれば、先ほど申し上げたようにもう少し厚みがあること。ただ、保護者にとっても分かりやすい普及版などがあるとよいと思っておりますので、その点、御検討をお願いいたします。

もう 1 点は、願いといいますか、それぞれの立場の方々に対して思いを述べさせていただきたいのですが、これまで議論を重ねていく上で、私自身も実際試行的事業の園に赴きまして、また、調査にも携わらせていただいたりしておまして、試行的事業の実施状況について実践の場から学ばせていただきました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

まだまだ課題は多く残されています。人員配置の問題であったり、先生方の自助努力に支えられているところがあると思うのですけれども、とはいえ、先ほどから皆様の御意見にもあったように、本制度の意義が生かされた実践につながっていることを実感しております。

そういう観点から、まず、こども家庭庁に対してですが、保育の先生方はとても熱心です。実際取り組んでいらっしゃる方々は、本当に丁寧に取り組んでいらっしゃいます。その思いを大切にいただくためにも、今後は、これまで出てきている単価の問題であったり、また、処遇の問題含め保育全体が抱える課題、併せてそうした課題も改善していくことが本制度の実現には必要だと考えております。

また、保育の場の先生方におかれましては、今回、本制度を導入するに当たって、この制度の意義としては、対象となるこどもたちにとって相応しい生活の場に赴くことができる。それが1つ目の意義としてあるかと思うのですけれども、様々な実施主体があると思いますので、そうした場に相応しい物的・人的環境づくりを、より一層努めていただきたいと思います。

また、各自治体におかれましては、保育実践は行政との両輪で行われていくということがあります。地域の子育て家庭を守るだけではなくて、保育の場もぜひ守っていただく。それも大切な責務と考えていただきまして、互いに協力体制で、園任せにするのではなくて、保育の場を守るということも併せてしていただくことで、本制度の浸透をより適切な実施が遂げられるよう、広報も含めてですけれども、環境づくりに共に努めていただきたいと思います。

また、保護者の方々においてですけれども、子育ての責務はまずは保護者にあるということ踏まえて、保育の場をサービスの場として捉えるのではなくて、子育てのパートナーである。そのようなことを理解していただいて、こどもの育ちを共に支えていけるような心持ちでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、これまでの議論を経まして取り組んでいく新しい保育の形が、本来の意義を損ねることのないよう、私自身も関わった者として、気概を持って、これからもさらなるよい制度となるように、実践の場にある先生方を支えていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○秋田座長 堀構成員、どうもありがとうございます。2点の御指摘と、それぞれの御対象に向けての応援をお話いただきました。

続きまして、竹原構成員、お願いいたします。

○竹原構成員 ありがとうございます。国立成育医療研究センターの竹原です。よろしくお願いいたします。

既に多くの先生方が御指摘されていることと重複する部分が多いことを、御了承いただければと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

令和7年度からの制度化、令和8年度の本格実施に向けて、このように本当に素晴らしい手引、想定していたよりもかなり充実したものをつくっていただきまして、本当にありがたいと思っております。ただ、ここまでいいものをつくっていただくと、どうしても、もっとももっともと思ってしまう、まるで資本主義の権化みたいな感じで大変恐縮ですけれども、ぜひ期待を込めてということでお聴きいただければと思います。

この手引、令和7年度からどのように始めるのかということに関して、非常に充実した内容になっていると思うのですけれども、どうやって始まった事業を発展させていくのか、改良させていくのかということに関しても、ぜひ踏み込んで書いていただきたいという期待がございます。

例えば自治体ですと、栗原課長が、最初御説明いただいた参考資料6で、いろいろな事業があって、それらをうまく使っていきますというようなお話をしてくださいました。例えば産後ケア事業ですとか誰でも通園制度を、自治体が、保護者からの依頼を受けてうまく振り分けていく。適切にアセスメントをして振り分けていくことが非常に重要になってくると思うのですが、その機能をどうやって運用していくのか。そういったことに関しては、具体的な事例やポイントをどんどん説明して紹介していくことが重要になると思います。

今後、手引に書くのか、要項とか何らか別の通知にするのかということは、私は詳しくないので分からないところがありますが、何らか自治体と一緒にあってそういったものをどんどん増やしていく、そういう仕組みづくりをまず一つ御検討いただければと思います。

事業者に関しては、こどもとの関わり方、保護者との関わり方、運営、あとは、ほかの事業者とか自治体の情報共有。そういうようなことに関する好事例も、これから事業実績報告書とか、いろいろなヒアリングで集めていかれていると思っておりますが、好事例集をつくるだけでなく、一方で、自治体の困り事の事例集みたいなものをつくったり、ヒヤリハットのような事例集をつくったり、それを基に来年度以降、こういう検討会などの場、専門家の集まる場で、どうやってそれを解決していくのかという具体策をみんなで一緒に考えていく、そういう仕組みづくりが必要だと思えます。

必ずしも困り事集とかヒヤリハット集を、社会全般に公開する必要があるとまでは思いません。ただ、仕組みをよくするためには、情報を集めてみんなで考えなければいけないと思うので、どこまでクローズドにするかという御判断もお任せしますので、御検討いただければと思っております。

省庁を越えて、EBPMの機運が高まっている昨今だと思います。そこを見据えて、2の⑤のところで、計画とか記録という記載がありますけれども、事業というのが、何をもって効果があった、何をもってもっと推進すべきというようなことを考える上では、この評価計画に基づいて、どういう情報を取っていくのかということを考えていかなければいけないですし、その期日が来年度末かなと考えています。

システムの中でいろいろな情報が取れるというのは一つメリットだと思いますが、おそ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

らくそれは、いわゆるアウトプット、何をしたか、どのぐらいサービスが提供されたかという事業実績に関するところが非常に多くて、いわゆる本当の効果、ヘルスアウトカムとか、健康行動とか、健康水準がどういうふうに変ったのかというところの情報が、システムで簡単に集められるのかどうかということに関しては、現時点ではやや不明瞭なところがあるので、具体的にそこを詰めて考えていくことが重要なと思います。

理念として、「子どもの成長の観点から全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ということを掲げることは大賛成ですけれども、EBPM の観点から評価をするときに、このような目的は、基本的には漠然としすぎていて評価しにくいということになるので、こども誰でも通園制度を実施していったって変えたいことは何なのかということとは、もう少し具体的に内部で議論しておくことは重要と考えます。

ですので、単に今後この事業を広げていくだけではなくて、PDCA サイクルを回すことも含めて、うまく、よりよく広がるというようなことに資する手引に、もう一段踏み込んでいただければ非常にありがたいと思います。

最後に、少し身近な話ですが、非常に重要だと思う点をもう 1 点指摘させてください。

手引の 33 ページ、机上の資料の 35 ページに、個人情報の保護の話があります。こども家庭庁のほかの事業の中で、今、幾つか問題になっていることが、自治体の実施主体になって実施している事業の情報を、モデル事業などであるにもかかわらず、国に集約して、国がそれを使用することが目的外利用だと自治体にはねられてしまって、国に集約できていない場合があります。

保護者の方に利用するときの同意の取得の際に、基本的には今書かれているような内容でいいのですが、「この事業の評価及び質の改善等のために、国や都道府県がこの情報を利用したり、それを第三者に委託することがあります」というような一文が説明文書にあって、その上で同意が得られているかどうかでデータの利活用の範囲が極端に変わるので、こういう PDCA サイクルを回したり、EBPM という観点の評価を前向きに御検討いただけるのであれば、ぜひこの説明文書の中にその一文を入れておくことが重要なと思います。

以上になります。

○秋田座長 EBPM の推進、始めるところから、さらに発展、改善していくためのサイクル、システムづくり。そのためには、インプットからアウトプット、アウトカムの関係をより明確にしていくことや、個人情報の必要性についてお話をいただきました。ありがとうございます。

最後になりますが、内野構成員、お願いいたします。

○内野構成員 ありがとうございます。全日本私立幼稚園連合会の内野でございます。

幼稚園、清原構成員からもエールをいただきまして、私ども加盟園は、楽しみにこの制度を待っております。本当にいいとりまとめをいただきまして、ありがとうございました。

確認ですけれども、私どもの団体、3,500 ぐらいの園は認定こども園に移行していますけ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

れども、残りの 4,000 ぐらいは、施設型給付の幼稚園が大部分ですが幼稚園になっています。今回、「保育所等」という定義の仕方が資料によって違うので、その確認です。

まず、とりまとめの中の第 1 にございますところは、「保育所等」に幼稚園が入っています。「以下、保育所等とする」となっていますが、幼稚園が入っています。手引は、基本的な考え方の中に、「以下、保育所等とする」ところに幼稚園が入っていない。設置基準の中では、一般型の人員配置の中で幼稚園が入っています。この定義がどちらなのか。

実はこれによって違うなと思っているのは、幼稚園が、この手引の中で「保育所等」に入っていないのであれば、私どもの一時預かりの幼稚園型Ⅱを利用している方々は、誰でも通園制度は使えるということではよろしいのでしょうか。まず、それが一つです。

もう一つ確認ですが、さっき、万井構成員からもありました、学齡か満年齢主義か。この設置基準から見ますと、一般型については満年齢、余裕活用型については学齡主義ということではよろしいのかということですが、御確認いただければと思います。

以上です。

○秋田座長 内野構成員、ありがとうございます。幾つかの表記の基準につきまして、幼稚園のお立場から御質問がございました。

皆様からの貴重な御意見、どうもありがとうございます。それにつきまして、事務局から回答をお願いいたします。

○栗原課長 ありがとうございます。保育政策課長でございます。

まず、何点か御質問いただいた点を先にお答えして、あと、全体についてコメントさせていただきます。

まず、王寺構成員からいただいた点でございます。前も議論になりました、量の見込みと確保方策。これは保育の世界の基本でございますが、こども誰でも通園制度も同じような仕組みになっております。来年度から制度化されて、令和 8 年度から本格実施という中でも、来年度はいわゆる 13 事業と同じような形で、また、本格実施のときは保育所等と同じような形で量の見込みと確保方策を計画に定めていくということが、法令上明記されております。

ただ、これは前にも申し上げたのと、既に事務連絡を出させていただいておりますが、既にこども・子育て支援等事業計画は、皆さん、今年度つくって来年度からということではほぼ準備が終わっている中で、計画の中に完全に盛り込んで、計画の中でしっかり位置づけるのは難しいという状況も承知しております。

定めるものは同じ形ですけれども、別紙という形でつくっていただくことで、計画の本体には、例えば冊子にする、あと、審議会とかに諮っていると思うのですが、その中に入り込んでいなくても、別葉として同じものをつくっていただくという形で手続を進めていければということで、御連絡をさせていただいているところでございます。

ですので、まず一つは、先ほどは令和 8 年度のお話でしたけれども、令和 7 年度について

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

も、そのような形で事業開始前までに別葉の形でつくっていただくということを想定しております。令和8年度に向けても同じようなこととなりますが、1年間あるという中でどういうふうにつくっていくのかという辺りは、必要に応じて丁寧に補足をしながら、自治体が困らないような形で進めていければと思っております。

それから、一時預かりと併用した場合の兼務の話の御質問がありました。これは間違えてはいけないので、Q&Aの形で詳しく出させていただきたいと思います。基準の案にも入っていますとおり、一定程度兼務ができるような形で仕組みを組みたいということで、今、整理をさせていただいておりますので、正しい形でお答えさせていただきたいと思います。

もう一ついただいたのが、今回、基準案、パブリックコメントをかけておりますけれども、その中で、規定の読み方というところでありました。参考資料5の4ページにあります(11)の基準の書き方は何を対象にしているのかというところですが、本当に分かりづらくて申し訳ないですが、この規定は保育と同じ規定になっておりまして、保育は児童発達支援と一緒にやる場合のインクルーシブ保育のときに入れた規定でございます。

要は、隣接して児童発達支援をやる場合に、職員の一定の兼務というか、ごちゃ混ぜでやることが可能になるようなことを読むための規定でございまして、同じものを入れておりますので、それと同じようなものと御理解いただければと思います。すみません、これは確かに条文を読んでも分かりづらいので、しっかりと補足をする形で現場に伝えていきたいと思います。

それから、最後に御質問いただいた点でございます。表記揺れということで言い訳をしまして申し訳ないのですが、基本的には、今回のこども誰でも通園制度の対象事業ができる事業主体は、もう既に御議論いただいたとおりで制限をかけておりませんので、今回のこども誰でも通園制度の基準を満たしたところで、認可を受けたところができるということです。ここには保育所も幼稚園もその他の施設もみんな入るところですので、整理が悪いところは表記揺れを正したいと思います。

既に通園しているとして除かれる利用者については、保育所、認定こども園というのは入りますけれども、単純に広く対象にした一時預かりのようなものは入らないという整理で今おりますので、より詳細な部分は間違えないように、後ほど丁寧にお伝えしたいと思います。

それから、年齢か年度かの話がございました。さっき一度お答えさせていただきましたが、単価にひもづく話で、保育所と異なる整理とすると、特に余裕活用型の場合に混乱を生じると思っておりますので、基本的には年度、誰通はクラス単位でやるものではないので、そういう言い方はあれですが、年齢が切り替わった瞬間に単価が変わるというよりは、1つの年度のところで取りたいと思っておりますので、ここはまた丁寧に、単価と合わせて御紹介していきたいと思っております。

御質問の関係は以上でお答えさせていただきました。全体につきましては、まず、報告書

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

は基本的には概ねこの方向でというのと併せて、むしろこれから先に事業をどうよくしていくかというところでの、EBPM とか PDCA サイクルの話も含めての御指摘をいただいたと思っています。

まさに令和 8 年度に向けても、今年度の試行的事業の実施の整理もやりながら、来年度、7 年度から始めていただくところも含めてどんどん事業が動いていく中で、終わってから取ったら全然遅いので、できるだけ走りながら必要な情報を取りながら、さっきいただいたとおりで、いい事例ばかりではなくて、問題点が何かというところも含めて、ポイントを押さえながらやっていきたいと思います。

その中では、いただいたとおりで、まさに自治体が中心でやる事業ではございますけれども、都道府県にしっかりと活躍いただいてサポートいただくのと、もう一つは、もちろん我々国がしっかり各自治体とコミュニケーションを取って、それは対都道府県もありますし、対市町村もあると思いますので、そこをしっかりとやっていきたいと思っております。

もう一つの手引も、様々御意見をいただきましてありがとうございます。まだまだ分かりにくいというのを、皆様、オブラートに包んでいただいた上で御指摘いただいたと思っております。確かに誰に向けて何を伝えたいかというところ、まずは一つ形をつくるということで、我々思いの丈を専門官と担当職員がみんな、現場の知見も踏まえて入れ込んだものにはなっていますので、今後は少し見せ方も含めて、中身の充実はもちろんですが、そこを意識しながら年度末に向けて整理を進めたいと思います。この点につきましては、引き続きの御助言と御指導をいただければと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

○前田課長 文部科学省幼児教育課長の前田でございます。

清原構成員から、御自身の経験を踏まえまして幼稚園入園前のプレ保育、それから、親子登園の御指摘がございました。確かに幼稚園は 0～2 歳を受け入れておりませんので、私も、今、保育教諭養成課程研究会、保養研に調査研究を委託しております、0～2 歳児を受け入れて行う活動に関する調査研究が今年度まとまりますので、まとまりましたら、関係者の皆さんに発信させていただきまして、こども家庭庁と共に、よりよい制度にしていきたいと考えております。

補足でございます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。こども家庭庁、文部科学省、両方の連携の中でこれが進んでいくということで、大変ありがたく思います。

また、皆様が多く視点から御意見をいただきまして、ありがとうございます。本日いただいた御意見につきましては、事務局において、引き続き検討事項としていただくように改めてお願いし、また、質問の点で細かなところは Q&A 等で説明をいただくことにもなっております。そこは、自治体にとっては急ぎで必要なところもあるだろうと思いますので、よろ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

しくお願いいたします。

資料1のとりまとめの案につきましては、本日の議論を十分に踏まえて、必要に応じて今日の御意見を基に修正等をさせていただいた上で、本検討のとりまとめとして、これでとりまとめとして了承していただいたと考えております。修正等につきましては、最終的に私に一任させていただければと思いますが、皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○秋田座長 ありがとうございます。オンラインの方も、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、資料1については私のほうでとりまとめを、手引は、今後さらにブラッシュアップをとということになります。

皆様におかれましては、様々な角度から多くの御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。私も皆様の御意見を伺いながら、また新たな給付制度が立ち上がることによって、新たな保育の可能性が生まれてきている。もちろんそこには産みの苦しみで、多々いろいろな問題や課題の御指摘もありますが、それを一つずつ超えていくことによって、全てのこどもに「誰でも」というところを実現できるのではないかと、皆様の御発言を伺いながら思っていたところでございます。

それでは、ここで、藤原成育局長より御発言いただきたいと思います。藤原局長、よろしくをお願いいたします。

○藤原成育局長 まずは、御礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。

本日、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」におけるとりまとめにつきまして、とりまとめを御一任いただきました。本当にありがとうございました。

一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

秋田座長をはじめ、構成員の先生方、6月26日から本日まで、合計で4回にわたりまして誰でも通園制度について、本当に精力的に御議論いただきました。本日はフルに参加をさせていただいて、先生方のこどもへの愛情にあふれる御意見、ご指摘本当にありがたいと思います。

特別国会が閉幕いたしましたけれども、今回の特別国会でも、誰でも通園はかなり質疑がございました。それだけ全国的にも関心が高い議題であると思っておりますとともに、来年度、再来年度に向けて、現場が混乱しないように、こどもたちが困らないように、しっかり準備をしていかなければいけないと改めて思っております。

先生方は、試行的事業を実施されている立場と、各専門分野の有識者のお立場と、マネージメントされている自治体のお立場と、様々な立場から御参加いただきました。また、議論の論点も、まずは「こどもまんなか」ということで、こどもの育ちを真ん中にと。それも、障害児にとっての重要性もそうだけれども、障害児も含めたこども全体が必要だという観点。

それから、保護者にとっての意義。親御さんが育休を2人で取っていておうちにいたとし

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

でも、この誰でも通園は大事だという、そういった意義。そして、事業者の皆さんからすれば、円滑に実施できる環境の整備。こういった論点から、先生方に御議論いただいたと思っております。

制度の要件面、実践のための手引、本当に幅広く御助言をいただきましたので、しっかり検討を進めていきたいと思ひますし、誰でも通園制度をきっかけ、起点として、先ほどの図もできましたけれども、0～2歳のところの支援をどうやって充実させていくか。そこで切れ目なく支援をしていく。そのうちの一つの重要なパーツが、こども誰でも通園として事業を展開してまいります。そういう絵柄を描かせていただく機会を与えていただいたと思ひますので、誰でも通園をしっかりやっていくとともに、周辺の0～2歳の支援を、併せて充実していくということも、私ども、こども家庭庁も忘れてはいけないと思ひております。

さて、本日とりまとめの一任をいただいたわけでございますので、今後、私どもとしてはとりまとめをもとに、まずは7年度の制度化に向けて作業を進めてまいります。また、8年度の本格実施に向けては、全国の自治体において円滑に誰でも通園制度を実施いただけるように、残された課題について、さらに議論を行っていく必要がございます。御意見を踏まえた効果的な制度設計、運営に努めてまいりたいと思ひております。

また、皆様方からも期待が高いと言っていた手引でございますけれども、この手引については、本日いただいた御意見を踏まえながら、引き続き構成員の先生方の御指導もいただきながら、まずは年度の事業の実施に間に合うように作成していきたいと思ひております。

最後に、手前みそで恐縮ですが、何人の先生方から私どもの事務局に少しお褒めの言葉というか、エールをいただきました。本当にありがとうございます。保育政策課長以下、こども誰でも通園制度の担当者は、人数が少ない中で、かつ、バックグラウンドも法令担当の者から予算担当から、また、現場の専門官、様々なバックグラウンドを有する職員、少数精鋭で今までやってきております。

まだまだ課題はございますけれども、今日、先生方にこのようなねぎらいの言葉をいただいたこと、改めて感謝申し上げたいと思ひます。これを糧に、引き続きしっかり実施に向けて頑張ってくれると思ひております。

いずれにしても、4回にわたったこの御議論、本当にありがとうございました。御指導に感謝を申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。引き続き、御指導よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○秋田座長 皆様、ほっこりするような拍手、ありがとうございます。

藤原局長、ありがとうございます。

それでは、ここで栗原課長からも御発言をお願いいたします。

○栗原課長 ありがとうございます。いろいろお話ししたいことはあるのですが、局長のいい話をだめにしないように、ここは事務的なコメントにさせていただきます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」ページ

(<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>) からご覧いただけます。

本日も様々な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

こども誰でも通園制度の令和7年度の制度化に向けた議論については、今回とりまとめということになりますけれども、先ほど来ありますとおり、令和8年度の本格実施に向けて、この検討会において御議論をお願いしたいと考えておりますので、引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○秋田座長 栗原課長、ありがとうございました。

本日の検討会、皆様の御協力のおかげで、予定よりも10分早く終えることができました。これで以上とさせていただきたいと思います。対面並びにオンラインでの御参加、本当にどうもありがとうございました。

よい年をお迎えくださいますよう、皆様の御多幸を祈念いたしております。

それでは、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。

(了)